平成２２年（フ）第１２１号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任171番地７
債務者　西山弥栄子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２３号
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地
債務者　林　　郁雄
１　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９号
愛媛県宇和島市夏目町３丁目５番13号　コーポ夏目１号棟103号室増田英昭方、住民票上の住所愛媛県宇和島市別当２丁目５番15－５号　別当市営住宅
債務者　高橋　麻理
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第３６号
愛媛県宇和島市津島町岩松甲855番地11
債務者　西村トクヨ
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第３７号
愛媛県宇和島市津島町須下470番地
債務者　松本　　長
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４２号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙570番地９
債務者　芳谷三千雄
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４３号
香川県高松市今里町１丁目18番地５
債務者　芳谷　良江
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１３７７号
北九州市八幡東区春の町２丁目12番12―202号
債務者　中村　雅夫
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２９号
福岡県行橋市西宮市５丁目９－４－216、住民票上の住所北九州市八幡西区西神原町８番20号
債務者　別役　和浩
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
長崎県長崎市脇岬町3628番地48
債務者　里園　耕藏
１　決定年月日時　平成22年４月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７７号
熊本市画図町大字重富888番地５－８－204号
債務者　一村　香織
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５６号
熊本市西原１丁目５番17号
債務者　巻　　千波
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８８号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目30番30号
債務者　田尻千恵子
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０５号
熊本市御領１丁目２番37号　セジュールＨＡＹＡＳＨＩ－Ａ－102
債務者　永田あけみ
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６１号
宮城県大崎市古川大宮７丁目８番14号　サンホーム遠藤101号
債務者　鈴木　扶実
１　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
石川県加賀市山中温泉東町１丁目カ５番地１向出アパートＤ２号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉12の103番地　百万石第１女子寮507号室
債務者　南　恵美子
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３７号
石川県能美市福島町レ51番地
債務者　藤井　勝美
１　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
金沢地方裁判所小松支部